

平成24年(た)第1号

請求人 守 大 助

2013年(平成25年)2月22日

検察官意見書(1)に対する反論

仙台地方裁判所 第1刑事部 御 中

請求人代理人

弁護士 阿 部 泰 雄

弁護士 小 関 眞 外

第1 序論・・・はじめに

1 確定判決の事件性認定の根拠

確定判決において事件性認定の根拠となった土橋鑑定は「各鑑定資料からベクロニウムそのもの(分解物ではない未変化体)を直接的に検出した鑑定」と評価された。土橋鑑定は、ベクロニウム標品と鑑定資料のいずれからとも、ベクロニウムの分子量関連イオンとはいえない m/z 258 イオンを検出したとしている。にもかかわらず、ベクロニウム(未変化体)を直接質量分析の対象としたものであり、同イオンはベクロニウム(未変化体)から直接由来したものとされていた。本件の事件性を直接的に認定できる証拠とされていたのである。

これこそが、確定判決が事件性を認定した証拠の核心である。

2 意見書(1)は事件性認定の根拠が失われたことを自認

検察官は、新たなベクロニウム標品の警察実験を踏まえて、土橋鑑定が m/z 258 イオンを検出した機序について、①標品自体に変化体が含まれていた可能性、②作成ベクロニウム溶液中の未変化体が加水分解した可能性、③イオン化や質量分析計への導入過程で分子量関連イオンが開裂した可能性、が考えられるとしている。

だが、土橋吏員は依然として未変化体を直接的に検出したとしており(資

料9)、上記①②の可能性を容認していない。検察官意見は、自らが提出し引用している添付資料の内容と矛盾するものである。

また、③の可能性は、上告審における検察官答弁書と全く同じ見解であって実験に基づいたものではないから、科学的裏付けのない見解である。

いずれにしろ、検察官は、確定判決では未変化体を直接検出したとされた土橋鑑定について「変化体(分解物)を検出した可能性がある」とする意見へと転換した。「土橋鑑定が未変化体を検出したとはいえなくなったこと」を明確に認めるに至ったのである。

にもかかわらず、土橋鑑定をもって「鑑定資料中に、未変化体を定性できる、未変化体が含まれると判断できる」証拠だとする。その理由として、 m/z 258 イオンのプロダクトイオンとベクロニウムのフラグメントイオンが一部共通していることから m/z 258 のプロダクトイオンがベクロニウムの構造を明確に反映したイオンであるとする。このような構造反映論は根拠にならない。

このようにみると、検察官提出の意見書(1)は、確定判決の事件性認定の根拠が崩壊していること自認したものと見える。

つぎに検察官は、鑑定資料全量消費を事実上撤回し、本件鑑定後残った「試料」を土橋吏員が質量分析したところ、分子量関連イオンの m/z 279 を検出したとし、「鑑定書に関する補足事項」と称して再審請求審に提出した(別添資料8)。

憲法上冤罪者を救済する利益再審と位置付けられる再審請求審では、検察官に提出が許されるのは新証拠を弾劾する証拠である。

「鑑定書に関する補足事項」のごときは志田意見書を何ら弾劾するものではなく、提出すること自体許されない。そしてこれを基礎に新たな有罪「認定」を行うことも許されない。このようなことを許せば証拠法則も手続保証もない有罪認定がまかり通ることになるからである。

そもそも土橋吏員は各鑑定書に鑑定資料の全量消費を明記しており、その公判証言からも、鑑定試料の残存、分子量関連イオンの検出、補足事項文書の作成などの状況はうかがえない。

3 早急な再審開始決定を求める

検察官が未変化体直接検出に固執し、確定判決が同様の認定をしたのは、土橋鑑定がベクロニウム標品と鑑定資料とを比較する手法であったこと、甲250号証に「血漿中では未変化体のみが検出され脱アセチル体は検出されない」という記載があるためであったと考えられる。

だが、志田意見書が、ベクロニウム(未変化体)の質量分析実験で m/z 258イオンは検出されないとする実証データを提示したため、検察官はこれを実質的に受け容れざるを得なかったのである。

そこで、以下、本件確定判決の事件性認定の根拠、新証拠の志田意見書、検察官意見書(1)を検討することにより、早急な再審開始決定をもとめるものである。

第2 確定判決の事件性認定根拠

1 事件性の有無が争点

再審事件の多くは事件性が自明であるところ、本件は、「犯人性」以前に「事件性」が最大の争点であったというところに特徴がある。

北陵クリニックで続発したとされる患者の急変・死亡の原因は何か。検察官のいう(申立人投与の)筋弛緩剤か、それとも弁護人のいう患者の病変や事故などに過ぎないか、患者急変・死亡のいわば真犯人ともいえる原因は、患者に対する犯罪・事件か患者の病変等の自然な出来事かと、いう争いである。

ところで確定判決は「医療施設で、医療行為を装って敢行された、殺人(未遂)事件としては前代未聞の重大極まりない凶悪事犯」とする(判決421頁)。「医療行為を装った」とあるように、申立人の点滴処置などの行為は外形上医療行為そのものである。また、患者の急変も医療施設では特異なことではなくよくある出来事である。

そうすると、申立人の行為を正規の医療行為から犯罪行為として識別するための捜査や公判審理そして証拠評価が適切であったか否か、これが問われている再審事件でもある。

2 検察官の事件性認定の根拠

検察官は、「本件の『事件性』についての証拠構造(有罪認定の根拠)」

でつぎのように指摘している(検察意見書の2頁)。

確定判決は、事件性を認定した根拠となる事実として、

- ① 被害者生体資料、使用点滴溶液から筋弛緩薬マスキュラックスの有効成分であるベクロニウムが検出されていること(鑑定論)、
- ② 各患者の呼吸停止等の急変症状がベクロニウムによること(病態・症状論)、
- ③ 捜査経過は医師や捜査機関の思いこみによるでっち上げでない(捜査経過論)、この3点を挙げているとする。

弁護人としても①の鑑定論が文字通り「未変化体の直接的検出」であれば概ねこの指摘自体には異存がない。

だが、検察官は事件性認定の根拠を「鑑定資料からベクロニウム(未変化体)が直接的に検出されていること」から、「鑑定資料中に未変化体がある」と判断できることに、すり替え歪曲しようとしている。この点は確認されるべきである。

3 病態・症状論をめぐる有罪認定の根拠

弁護人の本意見書は、①の鑑定論に対応するものであるが、医療行為と犯罪行為を識別する捜査や審理が適切であったのかという視点から、前記②の病態・症状論と③の捜査経過論についても指摘しておくこととする。

確定判決の事件性認定の根拠がひとえに土橋鑑定に依拠するものであって、他の証拠状態は、むしろ無実を指し示していることが浮き彫りになるからである。

確定判決と確定審上級審判決による病態・症状論では、最初の逮捕事案である小6女児が北陵クリニックを受診する契機となった腹痛と嘔吐について適切な説明もできず、事案の全体像中に整合する位置付けもできていない。

これは本件のような医療絡みの案件では看過できない点である。

同じく、転送先の仙台市立病院における小6女児の症状の経過や記録された検査データの推移も、また、審理の対象とはされていなかった。

さらに、確定判決と第二審判決は、「原因は筋弛緩剤ではなく急性脳症」とした日本医科大学麻酔科主任教授の正しい医学的判断を、誤った医学的

知識により斥ける一方、捜査と同様に診療録の精査検討をせず、他に原因が考えられない以上原因を筋弛緩剤と認定するのが相当と判示した。病態・症状論においても誤りに陥ったとするのが弁護人の指摘である。

なお、確定判決と二審判決は、5件の病態・症状論の判示において土橋鑑定の結果を引用して補強する認定を繰り返している。

鑑定論を離れた病態・症状論における証拠は、各患者を「筋弛緩剤中毒である」と断じる証明力に極めて乏しいと言っても過言ではない。

病態・症状論による事件性認定も土橋鑑定に依拠しており極めて脆弱なのである。

4 捜査経過論をめぐる事件性認定の根拠

次に、捜査経過論においては、本件事件性の誤認を回避するための必要な捜査を怠っていたことが容易に指摘されよう。

患者は身体の不調で医療機関を受診するから、医療施設内で患者が急変することは特異な出来事ではない。はじめから原因を犯罪と決めつけることはできない。患者の基礎疾患あるいは潜在的疾患に基づく症状でないか、医薬品の副作用ではないか、投薬ミス等の医療事故ではないか、等々の急変の原因調査がなされる。そして、いずれにも該当せずとなって最後に犯罪の有無が検討対象となる。

したがって、原因究明に当たっては当該患者の診療録等を精査する作業は絶対に避けて通れない。

ところが、捜査当局が最初の逮捕事案(小6女児の件)について仙台市立病院の診療録を検討する機会を得たのは、逮捕から10日後の1月15日であった。この点、捜査当局が診療録検討の重要性を軽視していたことは明らかである。

本件捜査では、早々に何らの根拠もなく筋弛緩剤事件と決めつけてしまい、単線捜査にとらわれて複線捜査を怠り、通常案件に増して必要とされるいわゆる白の捜査をせずに黒の捜査だけを押し進め、患者の診療録等を検討せず、専門家の医学的見解を聴取することもなかったのであり、事件性有無の識別を誤るべくして誤ったと、弁護人は指摘するのである。

検察官が引用する確定判決の捜査経過論に関する判示は、認定した急変

原因、採用した鑑定結果を根拠にするものであって、いわゆる循環論法、トートロジーに過ぎない。捜査経過をめぐる事件性認定は脆弱というより、独立して事件性を根拠づけているものは何もない。

5 土橋鑑定だけが唯一の証拠

このように、本件は事件性の有無が最大の争点であるが、その認定の心証形成上、土橋鑑定が圧倒的に高い比重を占めていたことは明らかである。症状論と捜査経過論が土橋鑑定に依拠した曖昧な認定となっていることは前述した。

このような意味で事件性認定の根拠は、ひとえに土橋鑑定の信憑性のみにかかっている。そして、土橋鑑定は、鑑定資料からマスキュラックスの成分ベクロニウム(未変化体)を直接検出したとする点が核心部分である。

6 薬物鑑定論をめぐる論議と判決確定までの経過

(1) 第一審の論議と一審判決

確定判決において、土橋鑑定は血液等の鑑定資料からベクロニウムそのもの(未変化体)を直接検出したものであり加水分解により生じる分解物(変化体)を検出したものではないとされた。

そして、土橋鑑定の前提はベクロニウム標品と鑑定資料のいずれからも m/z 258 イオンが検出されたことである。

なお、土橋鑑定はベクロニウムの質量分析を行い m/z 258 を検出したとしながら、 m/z 258 イオンが検出されたことを示す実験・実証データを添付していない。マススペクトル(質量スペクトル・測定試料から生成したイオンの m/z と相対量を表や棒グラフで示したもので、棒グラフの場合には、横軸にイオンの m/z を、縦軸にイオンの相対量をとる)が添付されていないのである。臼井論文が「確実な証明が求められる裁判化学において」(同論文9頁)と指摘するように、裁判化学ではデータに基づく確実な証明が求められている。

それでも一審判決は「 m/z 258 イオンを検出した土橋鑑定は、ベクロニウムの未変化体を検出したものである」と認定した。

ベクロニウムの分子量は557(整数質量)であり、これがイオン化する

場合には、 m/z 557 (1価イオン)や m/z 279 (2価イオン)として観測されるはずで、 m/z 258として観測されるとするためには、その機序について科学的根拠が必要である。

ところが、確定一審においては、「ベクロニウムそのもの(未変化体)の検出」と「ベクロニウムの分子量関連イオンではない m/z 258イオン検出」との関係や整合性について何ら論議がないまま、判決は「鑑定資料からベクロニウム(未変化体)が検出された」と認定した。確定判決は、土橋鑑定により検出された m/z 258がベクロニウム標品を分析した結果検出されたイオンであることから、単純に、これをベクロニウムそのものから検出されたイオンであると考えていたことになる。

(2) 確定第二審の論議と二審判決

確定第二審において、弁護人は「 m/z 258イオンを検出したとしてもベクロニウムを検出したことにはならない」と明確に指摘する影浦鑑定意見書を証拠として提出した。同じく証拠採用された外国4論文では、ベクロニウム(未変化体)の質量分析では m/z 557や279という分子量関連イオンが例外なく検出されたと報告されており、他方、 m/z 258イオン検出の報告例は皆無であった。

そこで弁護人は「鑑定資料は不当な全量消費で再鑑定できないとしても、ベクロニウム標品の質量分析実験によって、ベクロニウムから m/z 258イオンが検出されるかを容易に確認できる」とし、ベクロニウム標品の質量分析を求める鑑定請求を行った。

しかし、確定二審の裁判所は、容易にできる鑑定請求を採用せずに結審した。その上で、何らの証拠もない検察官主張をそのまま取り入れ「外国論文4点もベクロニウムから m/z 258イオンが出ること否定しているわけでもない、分析の装置と条件の違いにより分子量と異なるイオンが検出されることがある、外国論文4点も他物質についてはあるが分子量関連イオン以外に分子の一部が開裂したイオンが検出されている例も見受けられる、ベクロニウム(未変化体)であることが疑いようのない標品自体から m/z 258イオンが検出されている、また土橋証言からも未変化体が検出されたことが認められるから、 m/z 258イオンが、ベクロニウムの脱ア

セチル化した変化体に由来するものでないことは明らかである。」と判示した。

確定二審でも標品の分析結果として m/z 258 イオンが検出されたことが強調されただけであった。ベクロニウムの未変化体を質量分析した場合、実際に m/z 258 イオンが検出されるか、この点を実験鑑定で確かめることはなかった。検察官から m/z 258 イオンを検出したとする実証データが提出されることもなかった。それにもかかわらず控訴は棄却されたのである。

(3) 下級審の論議とその判決

以上確定一、二審の論議と判決を通じて看過できない重要な点は、

- ① 土橋鑑定には、ベクロニウムから m/z 258 イオン検出を示すデータが添付されていないこと
- ② 弁護側からベクロニウムと m/z 258 イオンの関係に関する疑問が提示されていたにもかかわらず、検察側からベクロニウム(未変化体)から m/z 258 のイオンが検出されることを示す実証・実験データや論文等の提出が全くなされていないこと
- ③ 検察官が「ベクロニウム(未変化体)の質量分析により m/z 258 イオンが検出される」「土橋鑑定は未変化体を直接検出した」と主張しているだけなのに、確定一、二審判決はこれを認定していること
であったといえよう。

(4) 第三審の論議

上告趣意書で弁護人は「土橋鑑定は二審証拠の影浦光義実験鑑定意見書や外国4論文に反しており、再現性、追試性、客観性、科学性を欠いているから信憑性は認められない」と主張するとともに、あらためて土橋鑑定書には、ベクロニウム標品と鑑定資料から m/z 258 のイオンの検出を裏付ける実証・実験データが添付されていない点を指摘し、裏付資料を開示して提出するように求めた。

検察官は答弁書を提出し、以下の点をはじめて明らかにした。

第1に、土橋鑑定はLC/MSを行っておらずLC/MS/MSを行ったのでありLC/MSのデータはないと答弁した。すなわち土橋鑑定は、標品や鑑定資料をスキャン(走査)して生成されるイオンを確認していなかったというのである。このことはベクロニウム(未変化体)から必ず m/z 258 イオンが検出されるという誤った認識の下に、LC/MS/MSのうち一番目の質量分析装置(MS1)を、 m/z 258 イオンだけが通過できるように調整して鑑定したことになる。

第2に、ベクロニウム(未変化体)から m/z 258 のイオンを検出したとする機序(メカニズム)については、開裂、断片化によるものであると答弁した。すなわち、 m/z 258 イオンはベクロニウム(未変化体)イオンからフラグメントイオンとして生成検出される、直接未変化体に由来し未変化体の存在を直接的に示していると主張したのである。換言すると、分析の直接的な対象は未変化体であるが、ベクロニウム(未変化体)イオンが開裂して脱アセチル化体として観察されたことになる、というのである。

第1点については、土橋吏員は300回以上ものLC/MS/MSを行いながら、一度たりともMS1によるスキャン(走査)を行っていないことになる。そうすると、鑑定以前にベクロニウム(未変化体)から m/z 258 イオンが検出されることを実験的に確かめていたことになるが、それが何時どのような機会だったのか、鑑定書からも答弁書からも不明であるというほかはなかった。(後述するとおり、何時スキャンしたかについては検察意見書(1)においてこれを明かした。)

第2点については、未変化体からフラグメントイオンとして m/z 258 が検出されるのであれば、容易に本件鑑定書に検出実験データを添付することができたであろうし、また検察官としては答弁書に未変化体から開裂した m/z 258 イオンが検出されるという実験データを容易に添付できたはずである。

ところが、本件鑑定書作成時から答弁書提出時まで、さらには新証拠である志田鑑定書を添付した再審請求時まで容易にできるはずの実験結果をデータとして提示することがなかった。(後述のとおり、検察官意見書(1)においてもベクロニウム(未変化体)から m/z 258 イオンが開裂して検出

されるという実験結果を示すことはついにできなかったのである。)

(5) 確定判決に残されることになった疑問

検察官は上告審答弁書において「外国4論文ではパンクロニウム、ミバクリウム、ロクロニウムの主要イオンとして、各分子が開裂したイオンが観察されている」などと指摘して、ベクロニウムについてもイオン化のベースピークが m/z 258 すなわち脱アセチル化体として観察されたとしても不思議ではないと主張していた。

だが、前記のとおり、鑑定書でも答弁書でも m/z 258 イオンの検出を示す実証実験データを示すことができなかった。

ベクロニウム(未変化体)からフラグメントイオンとして m/z 258 イオンが検出されるかについて実証的に確認されていなかったにもかかわらず、換言すると、土橋鑑定に追試性、再現性があるか不明であって、実験による科学的な確認が全くなされていないのに有罪判決が確定してしまったのである。

(6) 未変化体を検出したとする主張に執着した理由

確定審段階において検察官が「未変化体検出」に固執した理由を指摘することは容易である。

m/z 258 イオンがベクロニウム(未変化体)の分子イオンでも分子量関連イオンでもないことは、ベクロニウムの整数質量が557であることから、はじめから自明であった。

にもかかわらず、何故、土橋吏員は上記イオンの「検出」をもって未変化体を検出したと証言し、検察官は確定一、二、三審を通じ未変化体を検出したとする主張を強調し続けたのか、また、加水分解させた変化体を検出したものでは決してないと強調し続けたのか。

大きく二つの理由がある。

一つは、土橋鑑定はベクロニウム標品と鑑定資料を質量分析して比較するという手法を採用している。ベクロニウム標品は当然に未変化体と考えられていたから、標品の質量分析においては未変化体が、未変化体のみが検出されるはずだと考えていたのである。

もう一つの理由は、検察官が一审に提出した証拠の記載にある。

「医薬品インタビューホーム マスキュラックス」(甲250)の22頁には「血漿中では未変化体のみが検出され、脱アセチル体は検出されなかった。」と明記されているためである。

このような理由から、土橋吏員と検察官は m/z 258 イオンがベクロニウム(未変化体)の分子イオンでも分子量関連イオンでもないことを十分に理解し認識しながら、未変化体を直接的に検出したものとする主張を固めて、これを維持し続けてきたのである。

7 事件性認定根拠のまとめ

以上のとおり、確定判決の事件性の認定は、ひたすら土橋鑑定によってのみ支えられている。

しかもその土橋鑑定の核心は「ベクロニウム(未変化体)の標品と鑑定資料の双方から m/z 258 イオンを検出した、このイオンは、未変化体を直接質量分析の対象としたことによって、未変化体から直接的に由来したイオンとして検出した」ということになる。

これこそが事件性認定の根拠である。

検察官は「土橋鑑定の m/z 258 イオンがベクロニウムの分解物に由来するイオンであったとしても、ベクロニウムの定性に問題はない」(意見書19頁)、「分解物に由来するイオンを検出したとしても、これが元の化合物を反映するイオンであるといえるから分解前の化合物が含まれていると判断できる」(意見書20頁)、「鑑定資料にベクロニウムが含まれるとした土橋鑑定の信憑性は」(意見書28頁)、などとして、未変化体を直接的に検出したという主張から、変化体を検出した「可能性」へと主張を転換させている。

これは、土橋鑑定の証拠価値の喪失ないしは大幅な低下に伴い、検察官は、ベクロニウムの未変化体を直接的に検出したとする土橋鑑定を、鑑定資料の中に変化体が存在していると判断できる証拠であるとすり替えるものである。

第3 確定審の土橋鑑定に関する検察官の主張

本項では、確定一、二、三審で検察官が土橋鑑定についてどのような主張を行ってきたかを確認する。

確定審において、検察官は土橋鑑定検出した化合物はベクロニウムの未変化体であると繰り返し主張し、その主張に添う証拠も提出していた。

1 確定一審論告における検察官の主張

(1) 土橋鑑定は標品と鑑定資料を分析した比較鑑定である

「かかる分析方法(LC/MS/MS)により、同一条件で鑑定資料と標品を比較分析した結果、同じプロダクトイオンスペクトルが得られた場合には、鑑定資料中に標品と同定される物質が含まれていると判断するのは、合理的かつ当然である(土橋23回41～49)。そして、本件鑑定においては、鑑定資料と同一条件で標品をLC/MS/MSにより分析し、その結果、いずれの鑑定資料の分析結果とも、それぞれ標品と同じ分析結果が得られたのであるから、その定性分析の鑑定結果の正確性に疑問の余地はない(土橋24回5～8)。」(181頁)

(2) 土橋鑑定が検出したのは未変化体である

「なお、本件各鑑定において、スキサメトニウムは、未変化体だけでなく分解物及び代謝物もその検出分析を行っているのに対し、ベクロニウムについては未変化体の検出分析だけを行っているが、これは、スキサメトニウムは、未変化体が検出されなかったことから、次の措置として、分解物や代謝物の検出分析を行ったものであり、これに対し、ベクロニウムについては、各鑑定資料からそもそもベクロニウムの未変化体が検出されたので、それ以上分解物や代謝物の検出分析は行う必要がないと判断したもので、ベクロニウムの分解代謝物について検出分析を行わなかったことが、何ら不審を抱かせる事情になり得ないことは明らかであり、その分析を行わなかったことをもって、本件各鑑定の過程及び結果の正確性・信用性に疑問が生じる余地はない(土橋24回8～9、25回83～84)。」(182～183頁)

(3) 土橋鑑定は最初に未変化体を検出した

「しかし、土橋技術吏員は、スキサメトニウムがベクロニウムやパンクロニウムと比較して分解が早く進むことから、未変化体が検出されなかつ

た結果を受けて更に分解代謝物の検査を行ったのに対し、ベクロニウムは、最初に未変化体が検出された上、ベクロニウムと分解物は同一であり、あえて分解代謝物の検査を行う必要がなかったため、分析を行わなかったに過ぎず(土橋24回8, 25回83~84)、その理由は、実に明快かつ合理的であり、鑑定の信用性に疑念を抱かせる余地は全くない。」(189頁)

2 確定二審における平成17年8月22日付検察官意見書

本件各鑑定における分析においては、ベクロニウムの分子を反映するスペクトル (m/z 557、279) としてではなく、ベクロニウムの脱アセチル化体 (m/z 258) としてスペクトルが観察されていたにすぎないのである(3頁)。

3 上告審答弁書

(1) ベクロニウム(未変化体)が脱アセチル化体として観測

本件各鑑定において、イオン化のベースピークが m/z 258となる、すなわちベクロニウムが脱アセチル化体として観測されていたとしても何ら不思議なことではなく、 m/z 258をプリカーサーイオンとして選択したことに何ら問題はない(18頁)。

(2) 土橋鑑定人がベクロニウムを分解させたことはない

そもそも、ベクロニウムが水溶液中で分解しやすい性質を有していることは、土橋鑑定人もこれを熟知した上で本件鑑定にのぞんでいるのであるから、本件鑑定において、ベクロニウムを誤って分解させてしまった結果、3脱アセチル化体のベクロニウムを分析したなどということはありません。このことは、本件各鑑定書に「標品のベクロニウムを同条件で分析した」「ベクロニウムは水溶液中で分解されやすい」などと記載されていることに加え、土橋証言からも明らかである(19頁)。

4 検察官がベクロニウム未変化体に固執した理由

前記のように、確定審において検察官は、土橋鑑定が検出した化合物は

ベクロニウムの未変化体であって、代謝物や分解物ではない旨繰り返し主張していた。

検察官がベクロニウムの未変化体検出に固執するにはそれなりの理由があった。すなわち、ベクロニウムと脱アセチルベクロニウムは異なる化合物であり、その薬効や人体内における薬物動態等も異なること、そして、血漿中でベクロニウムは代謝ないし分解しないことは医学的に認められていたからである。

つまり、検察官は、血漿中から脱アセチルベクロニウムが検出されることがないことを認識していたからこそ土橋鑑定がベクロニウムの未変化体を検出したと主張したのである。

以下、検察官主張の根拠となった血漿中でベクロニウムが代謝ないし分解しないとする論文等をあげる。

(1) マスキュラックスインタビューホームの記載(確定審甲250)

確定審においてはマスキュラックス(ベクロニウムの製品名)のインタビューホームが証拠として提出されている。同書面では、脱アセチルベクロニウムはベクロニウムの加水分解生成物で、ベクロニウムに混入する可能性のある「夾雑物」として取り扱われている(10頁)。

また、ベクロニウムの人体内における代謝について「本剤(ベクロニウム)を静脈投与した患者の血漿及び尿について、本剤とその可能性のある代謝物を定量的に分析した結果、血漿中では未変化体のみが検出され、脱アセチル化体は検出されなかった。」と記載されている(22頁)。

(2) オルガノン社の論文(添付資料参照)

前記ベクロニウムのインタビューフォーム記載の根拠となった論文「ベクロニウムの臨床薬物速度論」では「静注後数時間以内では投与量全体の極僅かしか、尿と胆汁中へ3-OH体として排泄されない。この分解生成物は静脈内点滴として長時間にわたり投与しても血漿中では検出できなかった。」とされている。同じくインタビューフォーム記載のもとになった論文「ヒトにおける OrgNC 45 (マスキュラックス) とその主要代謝物と考えられる化合物について：血漿(定性的)と尿(定量的)の分析」では「血

漿中には、生体内変化を受けていない OrgNC 4 5 だけが検出された。」と記載されている。

このように、ベクロニウムが血漿中で脱アセチル化しないことは医学的に確認されていたのである。だからこそ、検察官は、確定審段階で土橋鑑定により検出された化合物がベクロニウムの未変化体であると主張し続けたのである。

第4 志田鑑定の意味

1 ベクロニウムから m/z 2 5 8 が生成されるか

土橋鑑定により検出されたとされる化合物がベクロニウム未変化体ではないのではないかとの疑問は、確定第二審から提示されていた。ベクロニウムの整数質量が 5 5 7 であることから、ベクロニウムがイオン化した場合には、質量を反映する m/z 5 5 7 あるいは m/z 2 7 9 (2 価イオン) となるはずであるが、土橋鑑定が分析対象(プリカーサーイオン)としたのは m/z 2 5 8 イオンだったからである。

そこで、弁護人は、 m/z 2 5 8 を分析対象とした土橋鑑定はベクロニウムを分析したものではなく、鑑定資料にベクロニウムが含まれていることは立証されていないと主張し、これを根拠づける影浦鑑定意見書、外国 4 論文を提出した。

これに対して検察官は、ベクロニウムの分子量関連イオンは m/z 5 5 7 あるいは m/z 2 7 9 であるが、分析装置や分析条件により分子量関連イオンが検出されないこともあり、ベクロニウムから m/z 2 5 8 イオンが検出されることもある。土橋吏員はベロニウム標品から m/z 2 5 8 イオンを検出しているのであるから、 m/z 2 5 8 イオンはベクロニウムから生成されたものであり、土橋吏員がベクロニウムを検出分析したことは明らかであると反論した。

確定審第二審と上告審は、上記検察官の「分析装置や分析条件により分子量関連イオンが検出されないこともあり、ベクロニウムから m/z 2 5 8 イオンが検出されることもある。」との主張をみとめ請求人の有罪が確定した。

2 志田鑑定の目的

志田鑑定の目的は、「ベクロニウムから m/z 258 イオンは検出されうる」との命題を否定すること、すなわち、ベクロニウムから m/z 258 イオンが検出されないことを確認することであった。

ベクロニウムから m/z 258 イオンが検出されないことが確認されれば、同イオンをプリカーサーイオンとしていた土橋鑑定はベクロニウムを検出したものではないことが明らかとなるからである。

ここで確認するが、志田鑑定はベクロニウムそのものを分析対象としたのであり、ベクロニウムの変化体を分析対象としたものではない。したがって、志田鑑定は、ベクロニウム標品を分析するにあたり、標品に含まれている夾雑物であるベクロニウムの変化体等から m/z 258 イオンが検出されることを否定するものではない。ベクロニウム溶液中で未変化体のベクロニウムが分解してベクロニウムの変化体が生成され、これから m/z 258 イオンが検出される場合も同様である。

したがって、検察官意見書別添資料 14 の分析は志田鑑定に何ら抵触するものではない。

3 志田鑑定の分析方法

志田鑑定は2つの分析実験を行った。1つはベクロニウムをエレクトロスプレーイオン化法によりイオン化して質量分析するにあたり、イオンを分析装置に誘導するための電圧、すなわち、コーン電圧を10ボルトから100ボルトに変化させることによりイオンを開裂させ、 m/z 258 イオンが生成されるか確認する分析であり、2つめは、MS/MSを使用してベクロニウム標品を分析するにあたり、MS 1においてベクロニウムの分子量関連イオンである m/z 557 ないし m/z 279 だけを通過するように調整して、MS 1の次に設置されたCID (衝突室)に導き、ここで不活性ガスであるアルゴンと衝突させてベクロニウムの分子量関連イオンを開裂させて m/z 258 イオンが生成されるかを確認した分析である。

上記、2つの分析実験はベクロニウムイオンに人為的にエネルギーを与

えて開裂させるものである。これらの実験では、通常の質量分析で生成されるフラグメントイオンだけではなく、より多様なフラグメントイオンを生成させるものである。したがって、これらの実験で生成されないフラグメントイオンが通常の質量分析の過程で生成されることはないと考えられる。

これら2つの実験により m/z 258 イオンが全く検出されないことが確認できれば、ベクロニウムから m/z 258 イオンが検出されることがないと結論づけることができる。

4 ベクロニウムから m/z 258 イオンが検出されないことを確認

志田鑑定における2つの分析実験の結果、ベクロニウムから m/z 258 イオンが検出されなかった。

すなわち、1つ目の実験では、コーン電圧を10ボルトから100ボルトまで10段階に変化させたうえで、ベクロニウム標品を質量分析して生成されるフラグメントイオンを確認した。実験結果を概説すると、コーン電圧が30ボルトまでは、 m/z 557 と m/z 279 の分子量関連イオンだけが生成される。コーン電圧が40ボルト以上になると様々なフラグメントイオンが生成され60ボルトから m/z 279 が検出されなくなる。そして、電圧が100ボルトまであげると m/z 557 イオンがベースピークとなっていく。しかし、 m/z 258 イオンは全く生成されなかった。

2つ目のMS/MSを使用してベクロニウムイオンを開裂させる実験でも、 m/z 557 のフラグメントイオンとして、 m/z 557、497、416、398、356、338、255、182、142、100等のイオンは確認できるが、 m/z 258 イオンの生成は確認されていない。同様に、 m/z 279 のフラグメントイオンでも、 m/z 472、430、398、356、332、279、249、206、178、161、100等のイオンが確認できるが、 m/z 258 イオンの生成は確認できない。この結論は、影浦鑑定意見書が引用し、証拠としても提出されている Gutteck-Amsler 他の論文(Clin Chem、46、1413-1414、2000、2 審弁55)の結論と一致する。

志田鑑定により、ベクロニウムから m/z 258 は検出されないことが確

認められたのである。この結論は、ベクロニウムの質量分析に関する内外の論文とも一致する。

志田鑑定により、確定審段階で検察官が主張した「ベクロニウムから m/z 258 が生成されることもある。」とする命題は完全に否定されたのであり、この命題を前提として成立している土橋鑑定の「鑑定資料にベクロニウムが含まれている」とする事件性認定の根拠も完全に失われたのである。

第5 検察官意見書(1)の主張

検察官意見書(1)は、再審申立書、そして志田鑑定への反論を行っているが、その主張内容と別添資料のほとんどは志田鑑定に抵触するものではなく、むしろ志田鑑定を裏付けるものである。別添資料中、志田鑑定と対立するのは、土橋吏員作成の「志田保夫前教授の意見書に対する見解」(別添資料8)のみである。

そして、検察官は、確定審段階でかたくなに固執していた「ベクロニウムから m/z 258 イオンは検出されうる」との主張を実質的に変更し、 m/z 258 イオンがベクロニウムの変化体から生成されたものであることを認めている。

ところが、検察官意見書は確定審段階の主張を変更したにもかかわらず、土橋鑑定により鑑定資料からベクロニウム未変化体が検出されたとの結論を維持しようとしている。しかし、その主張は成功しているとは言い難い。主張の科学的根拠は提示されず、新に提出された資料にも齟齬があることが明白だからである。検察官意見書の記載そのものに矛盾や齟齬があるとともに、検察官意見書と別添資料、さらには別添資料相互間にも齟齬があることは末尾添付の別紙の表から明らかである。

以下、検察官意見書の主張内容、特に土橋鑑定の信用性を維持しようとするための論理を解釈した上でこれに反論する。

1 検察官意見書の主張

(1) 検察官は、宮城県警科捜研の分析(別添資料14)及び臼井論文(別添資料

2)により、土橋鑑定がベクロニウムから m/z 258 イオンを検出したとする経過を、以下3点の可能性を指摘することにより根拠づけようとしている(17、18頁)。

- ① マスキュラックスなどの臭化ベクロニウムには、ベクロニウムの未変化体だけでなく、ベクロニウムの脱アセチル化体が夾雑物として混入しており、分析の際に用いた臭化ベクロニウム標品自体に含まれていたベクロニウムの脱アセチル化体である3-OHベクロニウムあるいは17-OHベクロニウムから、 m/z 258が検出された可能性がある。
- ② 分析開始前に作成したベクロニウムの溶解液中の未変化体のベクロニウムが徐々に加水分解して、生成された3-OHベクロニウムをはじめとする脱アセチル化体から m/z 258が検出された可能性を指摘できる。
- ③ 化合物をイオン化する場合、分析条件等で分子量関連イオンが開裂することがあり、その場合には、フラグメントイオンしか検出できないこともあり得る。検察官が上告審答弁書で「分析装置や分析条件によって、いわゆる分子イオン又は分子量関連イオンではないイオンが検出される可能性」を指摘したとおり、ベクロニウムが脱アセチル化体として観察された可能性がある。

(2) しかし、検察官の上記①②③の説明により土橋鑑定の信用性を説明できないことは後述するとおりである。さらに、検察官の上記主張は、土橋鑑定がベクロニウムとその変化体を区別できない欠陥のある分析方法であることを自ら認めたものである点を指摘できる。

すなわち、①②によれば、土橋鑑定は3-OHベクロニウムあるいは17-OHベクロニウムから m/z 258を検出し、③ではベクロニウムから m/z 258を検出していることになる。つまり、土橋鑑定は、ベクロニウム未変化体と3-OHベクロニウムあるいは17-OHベクロニウムから同じ m/z 258しか検出できないのであり、ベクロニウムとその変化体を区別できない分析方法ということになる。

仮に、検察官の上記①ないし③の主張を肯定できたとしても、土橋鑑定はベクロニウムの未変化体と変化体を区別できない欠陥のある鑑定であることは否定し得ないのである。さらに、「鑑定書に関する補足事項」(別

添資料8)においてベクロニウム標品から m/z 279をも検出していたと主張することにより前記矛盾はさらに深まっている。このような矛盾は別紙の表から明らかである。

2 検察官意見書が主張する土橋鑑定の信用性

検察官は前項①②では、土橋鑑定が検出したのはベクロニウム変化体である可能性を指摘し、③ではベクロニウム未変化体を直接検出した可能性を指摘している。土橋鑑定がベクロニウム未変化体とベクロニウム変化体を区別できない欠陥鑑定であることは前述の通りである。検察官は自ら矛盾する主張をしながら土橋鑑定の信用性を維持しようとしているが、破綻していると評価せざるを得ない。

(1) ①②から土橋鑑定の信用性を維持しようとする検察官の主張

検察官は①②において土橋鑑定が検出した m/z 258イオンがベクロニウム変化体から直接生成されたもの、すなわち、ベクロニウム変化体の分子量関連イオンであることを認めながら、土橋鑑定をもって鑑定資料中にベクロニウム未変化体が含有している証拠であると強弁している。

すなわち、「土橋鑑定がMS 1の段階でプリカーサーイオンとして選定したイオンが化合物の分解物に由来するイオンであったとしても、生じたプロダクトイオンの種類及び保持時間の点で、それが元の化合物の構造を反映するイオンといえるならば、鑑定資料には、分解前の化合物が含まれていると判断することができる。そして、ベクロニウム標品と鑑定資料から生成されるプロダクトイオンと、ベクロニウム未変化体から生成されるフラグメントイオンのなかで、 m/z 356、398イオンが共通している。」

「土橋鑑定において得られたプロダクトイオンはベクロニウムに由来するプロダクトイオン（フラグメントイオンか？）と同種のものであることは明白であり、ベクロニウムの構造を明確に反映したイオンといえるのであり、この点から見ても、鑑定資料にベクロニウムが含まれると判断した土橋鑑定の正しさは揺るがない。」(20頁)と主張している。

(2) 検察官主張①②から鑑定資料中のベクロニウム含有は説明できない

ア 検察官の論理

検察官は、プリカーサーイオンとして選択した m/z 258 がベクロニウム変化体そのままイオン化したものであっても、生じたプロダクトイオンの種類が元の化合物であるベクロニウムの構造を反映するイオンであるならば、鑑定資料にはベクロニウムが含まれていると判断できるとし、土橋鑑定により検出されたプロダクトイオンのなかで、 m/z 356、398 が、別添資料3でベクロニウムから検出されたフラグメントイオンと共通していることから、鑑定資料にはベクロニウムが含まれていると判断できるとしている。

イ 検察官主張の論理矛盾

(ア) 別添資料3にはプロダクトイオンの記載はない

検察官は、土橋鑑定と別添資料3における「プロダクトイオン」を比較しているが、別添資料3にはベクロニウムのプロダクトイオンは記載されていない。検察官は引用資料を誤っている。

(イ) 構造反映論の欺瞞性

検察官は、プリカーサーイオンにベクロニウムの変化体イオン (m/z 258) を選択したとしても、鑑定資料から検出されたプロダクトイオンの一部とベクロニウム (m/z 557、279) のフラグメントイオンの一部が共通であれば、ベクロニウムの構造を明確に反映したイオンであるから、鑑定資料にはベクロニウムが含まれると判断できるとしている。しかし、その根拠ないし理由については全く説明がない。生成されたイオンの一部が共通するから分解前の化合物が含有するとの理由は全く理解しがたい。むしろ、フラグメントイオンの一部が一致していたとしても、一部が違えば、もとのイオンの構造が異なる別の化合物と判断するのが質量分析における考え方である。

臼井論文(別添資料14)は、「シングルステージの質量分析計(MS1)では、主に分子量関連イオンのみが測定される。しかし、確実な証明が求められる裁判化学において、分子量関連イオンのみで化合物を同定するのは不十分であると考えられる。そこで、in-source CID法により各化合物の構造情報を反映したフラグメントイオンを生成させ、これらを合理的に帰属することにより、LC/MSの同定能力を向上させることに

した。」と述べている(9頁)。化合物の同定をする場合に分子量関連イオンの確認だけでなく、CIDによりフラグメントイオンを生成させ、これ比較することにより正確な同定ができるとしている。そして、添付された表(11頁)によればベクロニウムと3-OHベクロニウムのフラグメントイオンのなかで3つが共通しているが、他のフラグメントイオンが一致しないため両者は異なる化合物であると判断しているのである。フラグメントイオンの中で2つだけ共通していることを理由として、鑑定資料の中にベクロニウムが含有しているとする根拠は全くないのである。

そもそも、ベクロニウムと3-OHベクロニウムあるいは17-OHベクロニウムはアセチル基の有無の違いだけで、その他は共通の構造を持っている化合物なのであり、共通したフラグメントイオンが生成されるのは当然なのである。検察官の主張によれば、ベクロニウムと3-OHベクロニウムあるいは17-OHベクロニウムが同じ化合物との判断を容認する結果となってしまう。

さらに、臼井論文に掲載されている、パンクロニウムとベクロニウムについての予想されるフラグメンテーションの経路と化学構造の図によれば(16、17頁)、パンクロニウムとベクロニウムでは、 m/z 206.7と m/z 236.7が共通しているが、これに検察官の主張を当てはめれば、対象となる鑑定資料にベクロニウムが含まれているのか、パンクロニウムが含まれているのか区別できなくなってしまう。

検察官の主張する構造反映論に科学的根拠は皆無である。

(3) 検察官の③の主張

検察官は、確定審段階と同様に土橋鑑定が検出したとしている m/z 258はベクロニウムから直接生成されたものであるとの主張を維持している。つまり、 m/z 258はベクロニウムがイオン化の過程で開裂して生成された、ベクロニウムのフラグメントイオンであると主張するものである。そして、宮城県警科捜研の分析により m/z 279をCIDで開裂させた場合に「 m/z 258のプロダクトイオンのピークは存在しないと断定することはできなかった。」と主張している(意見書16頁、別添資料14・図2)。

しかし、検察官の③の主張は、ベクロニウムから m/z 258 イオンが検出されたとするマススペクトルさえ提示しない科学的根拠を伴わない主張であるとともに、志田鑑定により明確に否定されているものである。

さらに、ベクロニウムからフラグメントイオンとして m/z 258 が生成されないことは、臼井論文(別添資料2)の記載からも明らかである。同論文17頁には、ベクロニウムから想定されるフラグメンテーションの経路とその化学構造が示されているが、その中に m/z 258 イオンの記載はない。つまり、 m/z 258 イオンはベクロニウムイオンが開裂しても生成すると想定されるイオンにすら含まれていない。

ベクロニウムから直接 m/z 258 が検出されたとする主張は科学的に成立しないのである。

3 土橋鑑定は鑑定資料中のベクロニウム含有を証明していない

以上の通り、①②のベクロニウム変化体検出論による定性、③のベクロニウム未変化体直接検出論による定性に何らの合理性もなく、その論理が破綻していることは明らかである。検察官意見書(1)は、むしろ志田鑑定を裏付けるものである。

鑑定資料中にベクロニウム未変化体を定性したとする土橋鑑定の信用性は明確に否定されたのである。

第6 鑑定書に関する補足事項について

検察官は、本件鑑定当時、土橋吏員らがベクロニウム標品と各鑑定資料から m/z 279 を検出し、「鑑定書に関する補足事項」なる書面を作成していたと主張し、これを提出した。検察官意見書では、「土橋吏員らは、平成13年2月頃、ベクロニウムの標品をLC/MS/MSで分析した場合、MS1において、 m/z 279 が検出されるという補助的な知見を得たことから、前記の試料残渣について、LC/MS/MSによる分析を試みたものである(23頁)。」としている。しかし、鑑定資料の「残渣」が存在したこと自体疑問であり、さらに「鑑定書に関する補足事項」なる書面が作成されていたとは考えられない。

1 残渣は存在しない

土橋吏員は確定審公判で4回にわたり証言している。鑑定資料に関して詳細に証言しているのは第26回公判においてであるが、この証言調書を見る限り、鑑定書作成後において鑑定資料の「残渣」であれ「試料」が残存していたとは考えられない。土橋吏員は、さらに実施したい検査があったが鑑定資料が足りなかったと繰り返し証言しているからである。

以下に土橋吏員調書の該当部分を引用する。

(1) 土橋吏員は以下のような証言をしている。

問 で、そのデザインを描く段階で、これは全部使うことを前提に割り付けをしていったというふうにお聞きしていいわけですか。

答 ええ。全量使うのに割り付けしたんじゃないに、こういう装置でこういうことをしようとすればなくなった。ということです。ですから、まだやりたい検査というのはたくさんあるわけです。しかし、優先順位でつけていくと、今回の分析になった、ということです。(同人調書13頁)

(2) また、以下のように、鑑定資料全部を使わなければベクロニウムを検出できなかったとまで証言している。

問 それにもかかわらず、再鑑定のための可能性は証人の立場では全く配慮なさらなかった、ということによろしいんですね。

答 はい。やはり分析に必要だったからやっただけで、分析して、それがやはりそれだけの量があるのでただけで、十分な量があれば、これは返却はするべきだと思いますし。ただ十分な量がなかったということです。たとえば、菊地真穂ちゃんの血清中濃度は6.何ナノグラムだと思ったんですけれど、それでスキャンでの検出限界というのが、昨日選択反応の検出限界言いましたけれども、大体3本くらい確認できるのが5ナノグラム。そのぐらいが検出限界だと我々は考えております。そうすると、その血液を半分に割って鑑定すれば、ベクロニウムは検出されないということになります。ですから、保存してあったものからも検出されない、というのは、今我々が持っているそういうLC/MS/MSというのが最も感度の良い同定法であると、それで検出されないということは、ですから、たまたまこういうものは結果論ですけれど、1ミリリッター使ったから出てき

たのであって、それが半分であれば出てこないと言うことであります。すると菊地真穂ちゃんのベクロニウムは永遠に証明されないこととなります。たまたま結果論ですが、そういうことになっていくわけです。ですから、やはり全量使って、生体資料は全部使ってするということは非常に、私は重要なことだと思っています。(16頁、17頁)。

(3) さらに、鑑定資料が入っていた容器は洗浄し、洗浄液を使用して鑑定を行ったとまで証言している。

問 結構です。次の質問に移ります。鑑定書によりますと、全量消費をして、残りの容器については鑑定書とともに返却する、というふうになっておりましたが、この容器というのはどういう状態で返却をしたのでしょうか。つまり、内容物をすべて洗浄してきれいにして返したのですか。それともそういう処理は特にしていないのか、これはいずれですか。

答 生体資料の場合につきましては、CBA、CBA抽出じゃない・・・洗浄液の抽出をしたときに申しあげましたですけれど、容器を洗ったものと洗浄液、洗浄したもの、CBA洗浄とか、そういうものを混ぜて抽出しております。

問 そうすると、試験管の内面に付着していたようなものも洗浄して、それも鑑定作業の試料の一部に加えて使っておると、結果として容器は洗浄された状態で返却された、ということですか。

問 そうです。(23頁)

(4) このように土橋吏員は、鑑定資料がもっとあったならば実施したい毒物分析があった、鑑定資料を全部使った、鑑定資料が入っていた容器の洗浄液まで使用して鑑定を行ったと証言しており、残渣なるものが存在しないことが示唆されている。

鑑定書作成後に鑑定資料の「残渣」や「試料」が残存していたとすることはできない。

2 「鑑定書に関する補足事項」は存在しない

土橋吏員は、鑑定嘱託書でもとめられていた「その他参考事項」は書いておらず、また、「補充意見書」も作成していないと証言している。「その

他参考事項」あるいは「補充意見書」が作成されていない以上「鑑定書に関する補足事項」が存在することはあり得ない。

(1) 「その他参考事項」に関する証言

問 鑑定嘱託書の嘱託事項にその他参考事項というのがあったことは、昨日も証人も確認なさっていると思うんですが、このその他参考事項に対する回答として、嘱託事項には書かれていないけれども、こういう分析を行った結果、こういう結果が出たんだよ、ということは通常鑑定書には記載しないものなのでしょうか。

答 ……その毒物分析とか、そういうことをおっしゃっているんですか。

問 ええ。要するに、鑑定嘱託事項にないことで証人がいろいろな分析作業をなさったことが、本件については種々あるわけですよ。そういったことも含めて、鑑定嘱託事項に具体的に記載されていないことで実際になさった経過、あるいは結果について、このその他参考事項に対する回答として鑑定書に記載するということはないわけですね。

答 そうはしておりません。

問 それは、その他参考事項という嘱託事項に対して答える必要がない、という判断ですか。

答 そうですね。薬毒物の分析で、我々のところの考え方というのは、昨日申しましたとおりです。それともう一つ、やはり薬毒物の分析で、毒物がないということは言いにくいわけですね。試料量が少なくて、今回のような試料量が少ないものに言うのは言いにくいわけです。ですから、毒物がないということはやはり書きづらいところがあるんです。ですから、そういうところで、我々のところの薬毒物分析のところは出たものだけを、ということで、その他参考事項というのは書いていないんです。(24頁、25頁)。

(2) 「補充意見書」に関する証言

問 そうすると、補足説明について、特段供述調書を作成したような事実もないですね。

答 それはないと思います。

問 あるいは証人のほうから補充の書面を出したということもないですか。

答 はい。(30頁)。

問 まず、先ほどのお話ですと、鑑定書を交付したほかに、特に供述調書を作られたり、あるいは補充鑑定的な、あるいは補充意見書という書面も作成したことはない。それから、口頭で伝えたかどうか覚えていないと、こういうことですか。

答 はい。(33頁)

第7 事件性認定の根拠である土橋鑑定の信用性は崩壊した

志田鑑定により、ベクロニウムから m/z 258を検出したとする土橋鑑定の信用性は完全に否定された。検察官意見書(1)は、 m/z 258がベクロニウムから生成されないことをほぼ認めた上で、土橋鑑定の信用性を維持するための方策を組み立てようとした。しかし、成功したとは言い難い。むしろ、検察官意見書や別添資料の間において様々な矛盾が露呈する結果となっている。

検察官意見書(1)により志田鑑定の正しさはいささかも揺るがなかったのである。本件の事件性を根拠づける唯一の証拠である土橋鑑定の信用性は完全に否定されたのである。

以上から、弁護人は、本件再審請求審において、これ以上審理の必要性はないものとする。病態・症状論の詳細などに踏み込む必要はなく、直ちに再審開始を決定すべきである。

以上